

令和5年 議案第3号

みよし市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則について

上記の議案を提出する。

令和5年3月14日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

説 明

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律及びみよし市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、定める必要があるからである。

みよし市教育委員会個人情報保護の保護に関する法律施行細則

【趣 旨】 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びみよし市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年みよし市条例第 号）の規定に基づき、教育委員会が定める事項について定める。

【内 容】 みよし市教育委員会が、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項の規定に基づき定める方法並びにみよし市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年みよし市条例第 号）第4条、第8条、第9条及び第14条の規定に基づき規則で定める事項については、みよし市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年みよし市規則第 号）の例による。

【施行期日】 令和5年4月1日

【そ の 他】 みよし市教育委員会個人情報保護規則は、廃止する。

【参 考】

区分	該当条文	内容
個人情報の保護に関する法律 みよし市個人情報の保護に関する法律施行条例	第87条第1項	電磁的記録の開示方法
	第4条	開示請求書の記載事項
	第8条	訂正請求書の記載事項
	第9条	利用停止請求書の記載事項
	第14条	委任事項

みよし市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則

みよし市教育委員会が、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき定める方法並びにみよし市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年みよし市条例第 号）第4条、第8条、第9条及び第14条の規定に基づき規則で定める事項については、みよし市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年みよし市規則第 号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（みよし市教育委員会個人情報保護規則の廃止）

- 2 みよし市教育委員会個人情報保護規則（平成15年三好町教育委員会規則第4号）は、廃止する。

参 考

みよし市教育委員会個人情報保護規則

平成15年10月20日

教委規則第4号

みよし市個人情報保護条例（平成15年三好町条例第29号）第55条の規定に基づく教育委員会が保有する個人情報の取扱い等については、みよし市個人情報保護条例施行規則（平成15年三好町規則第21号）の例による。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。